

原発事故避難者住まいの権利裁判 避難者の住まいと人権を守れ！

2022年10月31日(月)第二回法廷

13:00～ 東京地裁前にてアピール行動

14:00～15:00 第二回法廷 東京地裁 103 法廷

15:30～17:00 報告集会

衆議院第一議員会館第5会議室

東京地裁103大法廷を支援の輪で埋め尽くそう

東電原発事故によって国家公務員住宅に避難区域外から避難した世帯に対し、福島県は、家賃2倍相当の損害金を請求し、退去届の提出を求めています。親族宅に訪問してまで退去を迫り、家族の分断を図っています。

このように原発事故被害者である避難者に対し個別に圧力を加え、追い込むことは、避難の権利のみならず、生存権・居住権の侵害に相当します。

2022年3月11日、原発事故から11年の節目となるこの日に11名の避難者が、精神的賠償と居住権を求めて裁判に訴えました。福島県が明け渡しの裁判を起こす動きをみせたことから、6月29日に明け渡し・支払い義務のないことの確認を求める追加提訴を行いました。



避難者を救済すべき行政が避難者を被告に訴え、住居を奪い、精神的にも経済的にも追い詰めるのは許せない

支援する会にご参加ください！

個人会員 3,000 円、団体会員 5,000 円、サポーターは一口 1,000 円です。

<郵便振替口座>

口座 住まいと人権裁判を支援する会 (スマイトジンケンサイバンヨシエンズルカイ)
記号 10170 番号 94981941 通信欄に住所・氏名をご記入ください。

原発事故避難者住まいの権利裁判を支援する会

代表世話人 熊本美彌子 村田弘 武藤類子 福島敦子 渡辺一枝

連絡先 090-1437-3502 setodaisaku7@gmail.com 事務局 瀬戸